

「第4回ぱあとなあ山口全体会議

・第3回弁護士会との連絡協議会」を開催しました。



平成26年2月1日（土）12時30分から山口県身体障害者福祉センターで、第4回ぱあとなあ山口全体会議が開催されました。会議にはぱあとなあ会員35名が出席し、報告連絡・検討事項等の協議を行いました。

14時30分からは、第3回弁護士会との連絡協議会が開催され、弁護士5名の方が参加されました。

まず、島田法律事務所の島田弁護士から、島田直行弁護士から、身寄りのない方などを対象とした総合的なサービス「あんしん4点セット」（財産管理契約、任意後見制度、遺言、死後の事務処理契約）について事例提供がありました。

その後、「医的侵襲行為への同意」というテーマで、社会福祉士、弁護士それぞれの立場から意見交換を行いました。

テーマ

「医的侵襲行為」について

①今まで医的侵襲行為に関して同意を求められたことがあるか？

それはどのような内容だったか？

- ・インフルエンザの予防接種について
- ・胃瘻
- ・骨折した場合の手術
- ・延命治療
- ・医療方針
- ・手術しないことの同意
- ・人工呼吸器
- ・内視鏡検査
- ・IVH
- ・輸血
- ・癌の手術
- ・特養での看取りケア



② 医的侵襲行為に関する同意を求められた場合、どのように対応したか？

- ・ インフルエンザに関しては同意をしている。
- ・ 成年後見人等には医的侵襲行為に同意する権限がないことを説明した上でサインした。
- ・ 親族がいる場合には、医師から親族に説明してもらい、親族の判断に任せた。
- ・ 親族は居たが、親族に判断能力がなかったので対応に苦慮した。
- ・ 医師から医的侵襲行為に関するリスクを確認し、被後見人等にとって利益になると判断したらサインする。
- ・ 医師からの説明を聞き、医師の意見に同意ができればサインする。
- ・ 医師から本人（被後見人等）に説明してもらい、本人の意思を確認した上でサインした。
- ・ 親族がいない場合、医師からどうしても書いてほしいと言われ、同意権がないことを説明した上でサインした。
- ・ 後見人等と親族との判断が違う場合があり、対応に悩んだ。
- ・ 同意権はない、法的拘束力もない。あとは後見人がアグレッシブに判断するか、保守的に判断するかであるが、同意をしたからと言って、最終的な責任は医療機関が負う事になる。
- ・ 医的侵襲行為に対して同意権はないが署名するがどうですか？と医療機関側に考えてもらう。
- ・ 親族の中でも意見が違い困った。
- ・ 本人の宗教によっては輸血ができない場合があるが、後見人の立場でどう対応したら良いか悩む。

今回は日頃、成年後見活動を行う上で問題となる「医的侵襲行為に関する同意」について話し合い、出席者から活発に意見が出されました。

この問題については何が正解で、何が不正解かということとは言えず、今後も機会を設け検討を続ける必要があるとの結果になりました。

今後も各圏域での勉強会においても、成年後見活動を行う上での課題について意見交換を行っていき、より質の高い後見活動を実践していくことを確認して、会議を終了しました。

～お知らせ～

① 次回全体会議

日 時 平成26年4月19日（土） 12時30分から

場 所 調整中

② 各圏域勉強会の実施状況

下関圏域

- ・年4回開催予定。11月末に3回目を終了
次回はH26年2月13日18：30、勤労福祉会館の予定。
内容は仮想事例について

宇部圏域

- ・社会福祉士中心に日頃の成年後見活動について勉強している。
次回は2月13日（木）19：00宇部シルバーふれあいセンター
H26年3月22日に予定している、「成年後見申立て支援」に関する研修会についての
打ち合わせを行います。

山口・萩圏域

- ・鶴弁護士と吉木社会福祉士が中心になり、2～3ヶ月に1回の頻度で行っている。
次回は3月8日14：00から16：00まで 会場：山口県弁護士会
ぱあとなあ会員に限らず参加が可能です。

周南圏域

- ・毎月市の保健センターにて19:00～21:00開催。8月と2月は休み。
3月のテーマは産分割協議について

岩国圏域

- ・年3～4回開催
次回は3月14日（土）岩国福祉会館
後見業務に従事されている司法書士をお招きし、お話をさせていただきます。